

みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱を次のように定める。

令和7年4月25日

みよし市長 小 山 祐

みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で開催される第20回アジア競技大会（以下「大会」という。）カヌー・カヤック競技の周知等を行うに当たり、民間企業等の資産等を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市が保有する市及び大会のプロモーションのための素材の提供を受けた民間企業等が、当該民間企業等の資産等を広報媒体として活用し、市及び大会のプロモーションを実施すること（以下「プロモーションの実施」という。）を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。
- (2) 事業所 企業の本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいるものをいう。

(対象事業所)

第4条 プロモーションの実施の対象となる企業の事業所は、その所在地が市内にあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるものは、対象から除くものとする。

- (1) 事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったもの
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により、申込みをしたもの
- (3) みよし市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの

(5) 市税等を滞納しているもの

(6) その他市長が適当でないと認めるもの

(プロモーションの実施の期間)

第5条 プロモーションの実施は、協力企業として承認を決定した日から大会終了までとする。

(プロモーションの実施に係る経費等)

第6条 プロモーションの実施に係る装飾、広報媒体等（以下「装飾等」という）の作成及び原状復帰に係る経費は事業所の負担とする。

(協力企業の募集)

第7条 プロモーションの実施に係る協力企業の募集は、みよし市が公開し、及び管理するウェブサイト等で行うものとする。

(協力企業の申込み)

第8条 プロモーションの実施に係る協力を希望する事業所の代表者は、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力申請書（様式第1号）及び説明資料、写真、図面等（以下「申請書等」という。）を市長に提出するものとする。

(審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申請を受付後、提出された申請書等を公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に提示して組織委員会が認めたものを1月以内にみよし市教育委員会教育部スポーツ課が審査し、その結果を申請者に対し、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、申請について疑義が生じた場合は、当該申請の内容を審査するため、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業審査委員会を置く。

(承諾書の提出)

第10条 前条第1項の規定により協力企業として決定を受けた者（以下「協力企業代表者」という。）は、市長が指定する期日までに、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。

(変更の届出)

第11条 協力企業代表者は、申込書、添付書類等の記載内容に変更があったときは、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業内容変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更届が提出されたときは、その内容を審査し、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業内容変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（免責）

第12条 市は、天災、事故等市の責めに帰さない理由により、広告の掲載をすることができなかった場合は、その責めを負わない。

（広告掲載の取下げ）

第13条 協力企業代表者は、自己の都合によりプロモーションの実施の協力を取り下げることができるものとする。

2 協力企業代表者は、前項の規定によりプロモーションの実施の協力を取り下げるときは、速やかにみよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業取下げ届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力企業の決定の取消しを行うことができる。

（1）この事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき
又は第8条の申請の当時に第4条第2項第1号に該当していたことが判明したとき

（2）虚偽の申告その他不正な手段により承認を受けたとき

（3）第4条第1項の要件を満たさなくなったとき

（4）第4条第2項第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき又は第8条の申請の当時に第4条第2項第3号から第5号までのいずれかに該当していたことが判明したとき

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第15条 協力企業代表者は、プロモーションの実施の協力期間終了後又はプロモーションの実施の取消しを受けた場合は、その取組状況を市長に報告しなければならない。

2 報告は、プロモーションの実施の協力期間終了後又は、取消しを受けた後速やかに、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業取組状況報告書（様式第8号）を提出することにより行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

みよし市第 20 回アジア競技大会プロモーション協力申請書

みよし市長 様

みよし市第 20 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱第 8 条の規定に基づき、大会プロモーションに協力したいので申請します

（ふりがな） 事業所の名称			
事業所所在地	〒		
代表者職・氏名			
ホームページ			
業種 （主たるもの 1 つ） ※日本標準産業分類参照	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業、郵便業 ☐ 卸売業、小売業 ☐ 金融業、保険業 ☐ 不動産業、物品賃貸業 ☐ 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業、飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 教育、学習支援業 ☐ 医療、福祉 ☐ 総合サービス事業 ☐ サービス業（他に分類されないもの） ☐ 公務 ☐ その他		
事業所従業員数※	男性 女性 計	人 人 人	
担当者の 所属及び氏名	所属： 氏名：	連絡先	
メールアドレス			

みよし市第 20 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集の審査を行うにあたり、申請者の市税等の納付状況を職員が公募等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者

添付書類

- ☐ 事業所の概要が確認できる資料（パンフレット等）
☐ 広報媒体及び P R の内容が確認できる資料（写真、図面等）

様式第 2 号(第 9 条関係)

第 号

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業決定通知書

様

みよし市長 印

年 月 日付けで申請のありましたみよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力等について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記	
決 定 区 分	☐ 承認します。 ☐ 承認しません。
認 め な い 理 由	
そ の 他	

備考

「みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業承諾書」を、 年 月 日までにスポーツ課まで提出してください。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業承諾書

みよし市長 あて

住所(所在地)

氏名(法人名及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号の決定通知書のとおり下記の内容でみよし市第20回アジア競技大会プロモーションに協力することを承諾します。

プロモーション協力にあたっては、みよし市第20回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱を遵守するとともに、これに違反した場合又は違反することになった場合において、催告なく協力企業としての決定を取り消されることがあることについて了承します。

記

1 プロモーション場所

2 プロモーション期間

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業内容変更届

みよし市長 あて

申込者 住所(所在地)

氏名(法人名及び代表者氏名)

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出します。

変 更 項 目	
変 更 内 容	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

様式第 5 号(第 1 1 条関係)

第 号

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業内容変更決定通知書

様

みよし市長 印

年 月 日付けで変更の申し込みのありました内容について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 承認します ☐ 承認しません
承 認 し な い 理 由	

様式第 6 号(第 1 3 条関係)

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業取下げ届

みよし市長 あて

申込者 住所(所在地)

氏名(法人名及び代表者氏名)

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱第 1 3 条第 2 項
の規定に基づき、次のとおり届け出します。

取 下 げ 理 由	
-----------	--

様式第 7 号(第 1 4 条関係)

第 号

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業取消通知書

様

みよし市長 印

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーションに係る協力について、みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、下記のとおり通知します。

なお、通知後直ちにラッピング等を企業又は事業所の責において、原状回復し、みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業取組状況報告書を提出すること。

記

取 り 消 し 場 所	
取 り 消 し 理 由	

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業取組状況報告書

みよし市長 様

報告者

住所（所在地）

氏名（事業所名及び代表者氏名）

みよし市第 2 0 回アジア競技大会プロモーション協力企業募集事業要綱第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

大会プロモーション期間中の写真		プロモーション後原状回復した写真	
担当者の 所属及び氏名	所属： 氏名：	連絡先	
メールアドレス			
備考 ・ 必要に応じ、内容が確認できる書類、資料等を添付してください。 ・ 内容を別紙でまとめる場合は、「取組内容」の欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して提出してください。			